

陳情第五十八十八号

申告納税制度改悪反対に関する陳情書

(陳情の趣旨)

いま政府税制調査会の申告納税制度特別部会では、申告納税制度の見直しが審議されています。その内容は、①自営業者に法律で記帳を義務づける(記帳義務の法制化)②記帳していない業者や記帳が不備な場合は税務当局が所得額を推計して課税する(推計課税の要件の緩和)③推計課税に不服なときは納税者に立証の責任を負わせる(挙証責任の納税者への転嫁)などとなっています。

わが国の税制は、「納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則」(国税通則法第十六条)とする申告納税制度を基本としています。ところが現在検討されている申告納税制度の見直しは、「記帳を法律で義務づける」ことによつて、課税当局による推計課税の要件を緩和し、これに不服な場合は課税当局の立証責任を免除し、納税者に負わせるなど、現在の申告納税制度を戦前の賦課課税制度に逆もどりさせ、納税者の権利を根本から奪い去るものです。

記帳義務の法制化はまた、仕入れや売上げを正確に記録することが条件となる大型間接税新設の準備でもあります。

政府・大蔵省は、政府税制調査会の答申を待つて、五十九年度税制改正で実施する方向をかためています。

課税当局の天下りの推計課税を許し、申告納税制度を根底から揺るがす申告納税制度の改悪に対し、貴議会において本陳情を採択の上、左記事項について関係各方面に意見書を提出されるよう陳情いたします。

記

一、納税者の自主申告権を奪う、記帳義務の法制化を行わないこと。

二、課税当局の天下りの推計課税を強化する推計課税の合法化、挙証責任の納税者への転嫁など、申告納税制度の改悪を中止すること。

昭和五十八年八月三十一日

陳情者

青梅市河辺町六丁目二七番二号
全建総連東京土建一般労働組合
西多摩支部執行委員長

木 暮 龍 彦 ㊦

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

都営武蔵野台二丁目団地（仮称）建設計画に関する陳情書

標記計画については、去る七月二十一日（木曜日）に近隣住居の一部に対して説明会が開かれましたが、提示された計画書によれば、住民達の予想を超えて、五階建てを主とする百戸余に及ぶものであるということでした。この計画に基づいて、建築が施行されますと、左の三点について建築物の北側に当る家屋の所有者に対して、重大な影響を与えるものであることが明らかとなります。

一、日照について重大な影響が与えられ、提示された隣地地盤、日影図によつても、少数の住宅に対してだけ影響があるような図が作成されております。

二、交通上、駐車場問題に関して十分に配慮が行われておらず、北側の公園、緑地が将来駐車場などに転用されることにより、近隣住居に対し、騒音の恐れがあること、入居世帯の自家用車の駐車場が、予定の中に設けられておらず、入居者の事情への配慮が欠けており、結果としては、近辺の道路に駐車が強行され、その解決のために緑地の撤去を要求されることに対する懸念を近隣住民に持たせるに至っている。

三、五階建ての高層住居であるため、近隣家屋のプライバシーを侵害し、電波障害などを

起こすほか、自然的景観を著しく損なうことになること。

都側より提示されました建設計画は、採算上の配慮によつて入居者の生活に対しても、近隣住民に対しても十分な配慮が欠けており、私達は都の住宅政策の公共性を十分に理解するものでありますが、真の公共性とは何か、左記事項に対する私達の要望を入れて、計画の再検討を陳情するものであります。

（陳情事項）

一、団地建設物の五階及び四階建ての予定をすべて三階建てまでにとどめること。

近接地域に福生市によつて建てられた福生第二市営住宅は三階建てであり、近隣住民の生活に対しても自然環境についても、圧迫感を与えていないので今回の都営住宅も市に準じ、前記第一項及び第三項の弊害を防止するため、市営住宅並みの建設計画に改めていただきたい。

二、駐車対策を含め、交通問題について福生市と協力の上、方策を打ち出すこと。

さきの説明会の席上では、入居者は車を持たないことを条件とし、もし、車を持つて

いる者は、各自で駐車場を見つけてもらうことではしたが、周辺には百台余の車を収容する余地の駐車場はないので団地内に車があふれることは目に見えております。

戸数削減をもたらす前項の陳情はこのためにも役立つことになります。

三、建設計画の着工を明年二月に計画を強行することを予定しているようですが、私達との協議によつて十分納得のいかない限り、着工を差し控えていただきたい。

四、西側四階建て計画の配置については、一軒のたけに向きを変えているとの都側の説明がありました、他の建物の配置と同じに東北角を起点として、南向きに変えていただきたい。

五、六メートルに拡張する道路は市道部分が四メートルのため、違法駐車場所になる可能性大であり、道が曲がついているため危険なので市道部分を六メートルに拡張していただきたい。うち二メートルを歩道にしていきたい。

以上の五項目を地域住民として陳情し、これからの事項に対して住宅問題に対する、まさしく「建設的」な配慮をもつて種々な都市公害に悩む大都市東京を立派な都市として再

編成してゆく小さな一端として、十分な御配慮をいただき、本陳情を採択の上関係機関へ意見書を提出して下さるようお願い申し上げます。

昭和五十八年九月六日

陳情者代表

東京都福生市武蔵野台二丁目

中 野 泰 雄 印

他二〇七人

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

福議発第

昭和五十八年九月一日

福生市議会議長

殿

議案説明員の出席要求について

昭和五十八年第三回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一十一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日	時	九月	八日(木)	午前十時
二場	所	福生市議会議場		

⑦

福監発第 1159 号

昭和58年7月1日

福生市長

田 村 匡 雄 殿

福生市議会議長

田 村 市 郎

福生市監査委員 山 下 久 吉

同 森 田 治 男

昭和58年5月分例月出納検査の結果に
ついて（報告）

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定に
より、次のとおり報告します。

- | | |
|-------|--|
| 1 検査日 | 6月28日（火） |
| 2 場所 | 監査委員事務局 |
| 3 対象 | 昭和58年5月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項 |

4 結 果

5 月中における現金の出納状況について、関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、

5 月末日における収支の状況は、別紙のとおりで計数上の誤りは、認められなかった。

昭和 5 8 年 5 月 分

昭和 5 7 年度

1 歳入歳出の状況

会計名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一般会計	12,160,620	604,903,494	11,980,806,511	98.9	123,718,962
		612,121,009	11,857,087,549	97.5	
国保会計	1,192,215	40,334,160	1,198,390,213	100.5	62,745,207
		56,553,297	1,135,645,006	95.3	
区画整理 会 計	96,611	77,530,000	96,616,588	100.0	(63,154,047) 0
		15,758,026	33,462,541	34.6	
下水道 事業会計	3,009,976	3,156,980	3,019,092,852	100.3	129,829,991
		181,412,044	2,889,262,861	96.0	
老人保健 医療会計	69,658	3,478,000	48,410,000	69.5	4,867,364
		38,366	43,542,636	62.5	
受託水道 事業会計	519,803	0	498,070,396	95.8	0
		6,173,604	498,070,396	95.8	
合 計	17,048,883	729,402,634	16,841,386,560	98.8	(63,154,047) 321,161,524
		872,056,346	16,457,070,989	96.6	

() 内は翌年度繰越済

昭和 58 年 5 月分

昭和 58 年度

1 歳入歳出の状況

会計名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一般会計	11,155,909	776,523,546	1,389,201,735	12.5%	319,971,832
		489,934,612	1,069,229,901	9.6	
国保会計	1,192,874	80,040,753	92,711,510	7.8	48,101,015
		29,199,702	44,610,495	3.7	
区画整理 会計	66,099	63,154,047	63,154,047	99.5	62,456,508
		409,976	697,539	1.1	
下水道 事業会計	2,279,220	10,355,662	37,179,290	1.6	1,198,181
		8,502,733	35,981,109	1.6	
老人保健 医療会計	931,275	53,892,000	70,904,000	7.6	16,697,579
		49,308,421	54,206,421	5.8	
受託水道 事業会計	516,640	32,074,000	51,193,000	9.9	20,036,512
		17,894,451	31,156,488	6.0	
合 計	16,142,017	1,016,040,008	1,704,343,580	10.6	468,461,627
		595,249,895	1,235,881,953	7.7	

2 歳入歳出外現金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	23,898,964	129,727,665	111,251,435	42,375,194

3 基金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
用品調達	88,4356	541,803	662,786	763,373
土地開発	34,509,834	91,900,000	0	126,409,834
職員退職準備	49,999,407	0	0	49,999,407
庁舎増築	61,022,547	0	0	61,022,547
都市施設整備	1,423,201,337	65,000,000	0	1,488,201,337
中小企業振興 資金一時補填	496,097	3,000	0	499,097
仮称第八小学校 建設	270,808,969	0	90,000,000	180,808,969
福生市育英	13,150,000	0	0	13,150,000
国保高額療養費 資金貸付	13,284,47	455,817	162,666	1,621,598
市営住宅等 管理基金	15,733,735	0	0	15,733,735
財政調整基金	0	340,000,000	0	340,000,000
合 計	1,871,134,729	497,900,620	90,825,452	2,278,209,897

②

福監発第 1434 号

昭和58年8月10日

福生市長

田 村 匡 雄 殿

福生市議会議長

田 村 市 郎

福生市監査委員 山 下 久 吉

同 森 田 治 男

昭和58年6月分例月出納検査の結果に
ついて（報告）

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定に
より、次のとおり報告します。

- 1 検査日 7月27日（水）
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 昭和58年6月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項